

意見の内容と県の考え方

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>P2（3計画期間）</p> <p>令和4年度は残りわずかです。計画期間は「2023年度（令和5年度）から2026年度（令和8年度）までの4年間」とした方がよいと思います。</p>	<p>本計画は、県の総合計画である「やまぐち未来維新プラン」と整合性を図ることとしており、計画期間を2022年度（令和4年度）から2026年度（令和8年度）までの5年間としています。</p>
2	<p>p5（8行目）</p> <p>「気候変動に対応できる新たな品種の開発」は難度が高いと思いますが、既に取組実績や計画があるのでしょうか。</p> <p>この部分を削除した方がよいと思います。</p>	<p>気候変動に対応できる新たな品種の開発の取組実績について、本県では、令和3年に耐暑性に優れるネギを開発し、産地振興に向けて活用しています。</p> <p>また、来年4月に供用を開始する「農林業の知と技の拠点」において、産学公の連携を強化し、気候変動等に対応できる新たな品種の開発、育成を進めることとしているため、記載は原案のままとします。</p>
3	<p>p5（14行目、写真）</p> <p>付加価値向上とは具体的にどのような内容を想定しているのでしょうか。</p> <p>2枚の写真のうち1枚を付加価値向上に関する写真に変更するなどにより、わかりやすく記載したらよいと思います。</p>	<p>ICTを活用した栽培管理システムなどによる、均質な商品や生産物の品質向上などが想定されます。</p> <p>また、当該箇所はデジタル技術の項目のため、それに関係する写真を記載しています。</p>
4	<p>P5やP11、P29等で見られる「山口型スマート技術」とは、具体的にどんなものをイメージされていますか？（定義といった方がよいかもしれませんが、確かに、「本県の地域特性に応じた」と書かれています。文言とすれば、既に定着している「山口型放牧」では放牧ということで解りやすいイメージが良いのですが。）</p>	<p>熟練者が持つ、長年の経験に基づく技術や知見等の「匠の技」を、AI等のデジタル技術で再現・創出し、生産現場へ実装していくこととしています。</p> <p>現在、柑きつ園の栽培自動化や、林業作業の自動化・無人化技術、赤潮監視・被害防止システムなどの研究開発を進めています。</p>

5	<p>P6の「8 自然災害や気候変動、家畜疾病等・・・」と書かれていますが、下から2行目に「家畜伝染病」とはっきり書かれています。</p> <p>自然災害や気候変動との並び（事象の大きさ）を考えると家畜疾病と書かずに家畜伝染病に統一されては、如何でしょうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、「家畜伝染病等」に訂正しました。</p>
6	<p>概要 p 1 (19~22 行目) 全文 p 7 [5~8 行目 (基本目標の解説文章)]</p> <p>概要と全文で記載内容が異なっています。概要は全文の P8 から転記したと思いますが、P7 から転記し、概要と全文の記載内容を一致させた方がよいと思います。</p>	<p>概要は、全文の要点をとりまとめて記載しています。</p> <p>いただいた御意見については、今後概要を作成する上で、参考とさせていただきます。</p>
7	<p>全文 p 7 [5~8 行目 (基本目標の解説文章)]</p> <p>基本目標は、「生産性」「持続性」の順になっていますが、解説文章は、「持続性」「生産性」の順になっています。</p> <p>基本目標と解説文章の記載順を一致させた方がよいと思います。</p>	<p>当該項目に記載してあります、中核経営体の経営基盤強化や、デジタル技術の開発導入等は、基本目標であります、生産性と持続性が両立する取組のため、「生産性」「持続性」の順で記載しております。</p>
8	<p>全文 p 8 (2~5 行目)</p> <p>施策体系の説明ではなく、基本目標の説明になっています。ここでは、4つの柱による施策体形について説明した方がよいと思います。</p>	<p>当該項目は基本目標に向けた施策体系を記載しており、施策の4つの柱について、それぞれの内容を説明しています。</p>

<p>9</p>	<p>P8に施策体系が書かれています。その中で、「農林業の知と技の拠点等を核として」の記載があり、終わりに「農林水産業を育成」となっています。</p> <p>山口県には、大島商工や下関水産大学校(P29に突如として記載されています)もありますので、これらを「等」で括るのではなく、「生産性の向上」の文言の前にこれらの学校も書き加えては如何でしょうか。</p> <p>P11にも「スマート技術を導入した複合的な漁業」や「スマート水産業を牽引するデジタル人材の育成」が書かれています。県立ではないので書きにくい部分もあるかと思いますが、これらの学校も巻き込んだの県計画が必要と思います。</p>	<p>「農林水産業の育成」の施策を展開していくためには、御意見のありました、大島商工や下関水産大学校に加え、農林漁業者、関係団体、市町などと幅広く連携して進めていくため「等」で括っております。</p> <p>いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
<p>10</p>	<p>P8の(3)需要の変化に対応した・・・とあり、「需要の変化に的確に対応」の記載があります。</p> <p>同様の事がP17にも「大都市圏等のニーズに的確に対応した」の文言があります。</p> <p>需要に対応するための「変化」の把握は、どのようにされますか。</p> <p>県内であれば、購買動向は解りやすいと思いますが。</p> <p>大都会となると難しいのでは？と思っています。確かに「山口グッと産品」での購買状況把握という考えもあるでしょうが、都会で「山口グッと産品」自体がどこまで浸透しているか不明です。</p> <p>多分、「おいでませ山口館」を利用しての発信と思いますが、まだまだPR不足と思います。山口県民自体、おいでませ山口館の存在認識がどの程度なのか不明です。</p>	<p>大都市圏等のニーズ把握については、豊富なバイヤー経験を持つ首都圏在住の人材等を活用し、首都圏の飲食店や家庭需要の把握を行っているところです。</p>

11	<p>P8(4)・・・基盤整備と防災力強化とあり「依然として・・・鳥獣被害の防止対策」と記載がありますが、県庁内の他部になるのでしょうか。</p> <p>鳥獣保護の課や防止対策に不可欠な団体である猟友会との連携が、ここでは書かれていません。県を挙げての対策となると思いますが、これらの記載は必要では、ありませんか。</p>	<p>鳥獣被害の防止対策については、P33で記載していますが、当該項目では、捕獲、防護、生息地管理に集落で取り組む「地域ぐるみの被害防止活動」の推進について記載しています。</p> <p>御意見のありました鳥獣保護の課や防止対策に不可欠な団体である猟友会との連携については、「地域ぐるみの被害防止活動」の中で取組を進めていくため、記載は原案のままとします。</p>
12	<p>全文 p11(施策目標)</p> <p>p11の施策の展開方向において「農地の集積・集約化」を掲げているので、施策目標には現計画の目標である「農業の担い手の経営面積」を残した方がよいと思います。</p>	<p>施策を実施する上で、個別事業ごとに目標値を設定していますが、本計画の施策目標については、それぞれの項目内容の全てを記載せず、項目ごとに目標数を絞って記載しています。</p>
13	<p>P11の水産部門で「デジタル人材」とありますが、前ページの林業部門では、「スマート林業技術や各種デジタルデータを高度利用できる人材」と書かれています。</p> <p>言いたい事は同じなので、同じような書き方に揃えることはできませんか。</p> <p>デジタル人材となると、解っているようないないような気がします。</p>	<p>御意見を踏まえ、「操業支援システムの実践などの本県スマート水産業を牽引するデジタル人材の育成を促進します」に修正しました。</p>
14	<p>P12の②の項で、「農業大学校に新設する土地利用学科」の記載がありますので、どの程度の採用規模でカリキュラム等は決まっていますか。</p> <p>今後の重点取組方針でも、まだ仮称となっていたと思いますが。</p>	<p>「土地利用学科」は、10名の採用、学修内容は土地利用型作物の基礎知識に加え、スマート技術、省力・低コスト技術、法人経営など、水田複合経営に必要な知識の習得や演習を行います。</p>

15	<p>P12にある「無料職業紹介事業」は、林業だけのようですが、同様の事業は、(公社)やまぐち農林振興公社でも行われていたと思いますが、記載されなくてもいいのでしょうか？</p>	<p>御意見を踏まえ、「農林漁業の各事業体」に修正しました。</p>
16	<p>全文 p 14 (1行目、2～4行目) 重点事項③の取組は、生産活動に取り組む女性の育成に限定して記載したらよいと思います。具体的には、③の項目名から「農山漁村女性リーダー・」を削除し、また2～4行目の文章を削除したらよいと思います。</p>	<p>農林漁業や農山漁村の振興には、生産活動や地域活動をけん引する女性リーダーが重要な役割を担っていることから、記載は原案のままとします。 農林漁業や農山漁村に関する方針決定の場への参画に必要なスキルの向上等、農山漁村女性リーダーの育成に取り組んでまいります。</p>
17	<p>全文 p 15 (施策目標) 施策の展開方向において、女性リーダーの育成を掲げているので、施策目標には現計画の目標である「農山漁村女性リーダー数」を残した方がよいと思います。</p>	<p>施策を実施する上で、個別事業ごとに目標値を設定していますが、本計画の施策目標については、それぞれの項目内容の全てを記載せず、項目ごとに目標数を絞って記載しています。</p>
18	<p>P16に「本県独自のデジタルツール」として、「ぶちうま！アプリ」や「デジタルサイネージ」の写真が掲載されています。デジタルサイネージについては、スーパーやJA直売所等で利用されているようですが、アプリについては、同じくスーパー等でポスターは見かけますが、まだまだPRが不足しているように思います。ポスターでは、「ふ～ん」で終わりそうです。 目標値の利用者3万人となると、もっと活用に向けてのPRをする必要があると思いますが如何でしょうか。</p>	<p>「ぶちうま！アプリ」は令和4年1月に運用を開始し、現在、2万2千人を超える方々にご利用いただいています。 御意見を踏まえ、SNSを活用した情報発信やキャンペーンの開催などにより、引き続き、周知を図ってまいります。</p>

19	<p>P19にある農商工連携による「構想、試作、販路開拓」とありますが、とても大切なことと思います。</p> <p>是非ともしっかりと実施して頂き、施策目標数値を超える取組を期待しますし、県立大や高校の家庭学科との連携による試作品製造や販売等、まずは県内PRも考えて頂きたいと思います。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
20	<p>P20には、「持続可能な生産供給体制の確立」について書かれておられますが、施策目標では、一番目に「戦略作物の作付面積」と一括りにしてあるのに、文章として「デジタル技術を活用した麦の品質向上に取り組み、実需者の求める品質の麦を安定供給できる体制の確立」としてあり、麦だけ特だしとなっています。</p> <p>特だしするのであれば、施策目標も「戦略作物の作付面積」の下部に示す必要があると思いますが如何でしょうか。</p>	<p>P20には、「主食用米等の事前契約の拡大による安定的な生産や、麦、大豆、園芸品目の導入による水田フル活用を推進します」と麦以外の取組も記載しています。</p>
21	<p>全文 p 20 (2行目) 全文 p 21 (施策目標)</p> <p>結びつき強化を掲げていますが、それに関する施策目標がありません。①から「結びつき強化・」を削除するか、または、施策目標の中に結びつきに関する項目を追加したらよいと思います。</p>	<p>施策を実施する上で、個別の項目ごとに目標値を設定していますが、本計画の施策目標については、それぞれの項目内容の全てを記載せず、項目ごとに目標数を絞って記載しています。</p>
22	<p>全文 p 21 (施策目標)</p> <p>はなっこりーの目標を削除した理由を教えてください。生産が需要を満たし、両者のバランスがとれているのでしょうか。</p>	<p>施策を実施する上で、個別事業ごとに目標値を設定していますが、本計画の施策目標については、それぞれの項目内容の全てを記載せず、項目ごとに目標数を絞って記載しています。</p> <p>はなっこりーについては、生産振興上の課題である出荷調整作業の省力化を目指し、加工・業務用の取組を推進することとしており、「加工・業務用園芸品目の生産拡大」の中で</p>

		他の園芸品目と併せて生産振興を図ることとしています。
23	<p>全文 p 27 (2~3 行目)</p> <p>「優良種苗の安定確保」は、カーボンニュートラルに貢献する持続可能な農林水産業とは関係がないので、削除したらよいと思います。</p>	<p>持続可能な農林水産業を推進するためには優良種苗の安定確保は重要な取組と認識しているため、記載は原案のままとします。</p> <p>また、優良種苗には化学農薬や化学肥料の低減が期待されるものや成長が早く林質等に優れるエリートツリーなど、「カーボンニュートラルに貢献する持続可能な農林水産業を推進するため重要な役割があると考えています。</p>
24	<p>P23 に「やまぐちほろ酔い酒粕養殖魚」の記載がありますが、日本酒の酒蔵が多い山口県で生産される酒粕を産業廃棄物として廃棄するのではなく、養殖用飼料の資源として使うことは大切な事と思います。</p> <p>また、ネーミングも「ほろ酔い」とあり、イメージとして消費者に受け入れられやすいと思います。是非とも、山口県の特徴が出る魚種の選定と生産拡大を図り全国展開をして頂きたいと思います。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
25	<p>P25 に「安心・安全な農水産物の供給」について出されています。その中に「農業経営者に対する GAP の取組の理解促進」を図るとあります。第三者による安心・安全な農産物の供給の認証に向け大切なことですが、消費者が生産者の GAP 取組への努力理解がもっと重要と思います。そうしないと、GAP 生産物価格部分で農業経営者のメリットが見えて来ないのではないのでしょうか。</p> <p>そのため、消費者団体に対しても、GAP 取組理解と進んで GAP に取り組んだ農産物購入の PR 等が必要と思います。</p>	<p>GAP は食品の安全確保をはじめ、作業の効率化や経営改善に有効であることから、「山口県 GAP 推進協議会」を中心とした認証の推進を進めます。</p> <p>また、いただいた御意見を踏まえ、県内量販店における PR イベントを通じた情報発信等により、消費者への理解促進・販路拡大に取り組んでまいります。</p>

	<p>農業大学校でもトマト生産でJGAP 認証受けておられますし、JGAP 農場指導員のための研修会をJA 山口で開催されたと思いますが、上記の事までやらないと最後の詰めが甘くなってしまいそうです。</p>	
26	<p>家畜生産についても同様です。最後の生産者メリットを出すため取組結果の公表が必要と思います。(HP での紹介はされていますが、消費者への具体的なPR のことです。肉用鶏・牛乳などでは困難かもしれませんが、卵のパックにシールを貼るとか、その貼る事も障害者活用による農福連携の体制作りも考えて頂きたいと思います。) 今のままでは、制度認定だけで終わってしまいそうです。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
27	<p>「水産用医薬品残留検査」や「水産用医薬品等の適正使用指導」とありますが、どこの組織で実施されていますか？</p>	<p>県水産研究センターが実施します。</p>
28	<p>P25 の施策目標に、「動物用医薬品の使用実態調査実施率」とありますが、実施率の分母はどの数値をあてておられますか。 現状値と目標値が、同数なのが気になります。理解しやすい記載方法をお願いします。</p>	<p>当項目は、水産養殖業者に対しての動物用医薬品の使用実態調査を表しています。 実施率の分母については、医薬品を使用する県内すべての養殖業者(約 50 件)が調査対象となっています。 動物用医薬品は容量・用法が規定されており、適用を間違えた場合、動物用医薬品が水産物に残留し、食の安心・安全を脅かす恐れがあるため動物用医薬品の適正使用に向け、100%実施を維持していくことが、食の安心・安全に繋がると考えております。</p>

29	<p>P26 では、「防疫体制の強化」について触れておられますが、施策目標は、「貝毒プランクトンモニタリング実施率」のみとなっています。</p> <p>この項目で書かれている他の事項の施策目標を掲げなくても良いのでしょうか？</p> <p>また、「貝毒プランクトンモニタリング実施率」とあり「15.」と同様に現状と目標値がそれぞれ 100%と記載されており、実施率自体の数値が良く解りません。解るような記載方法をお願いします。</p>	<p>施策を実施する上で、個別事業ごとに目標値を設定していますが、本計画の施策目標については、それぞれの項目内容の全てを記載せず、項目ごとに目標数を絞って記載しています。</p> <p>また、県では、農水省で作成されている「二枚貝等の貝毒のリスク管理に関するガイドライン」等に基づき、貝毒プランクトンモニタリングを行っており、100%実施を維持していくことが、食の安心・安全に繋がると考えております。</p>
30	<p>P27 では、「カーボンニュートラルに貢献する持続可能な農林水産業」に関する計画が書かれていますが、有機農業の項目で「良質堆肥の製造・利用」とあります。</p> <p>良質堆肥という文言は、「山口県農林水産業環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」にもあり（この計画では、高品質な堆肥という文言もあります）、解ったようで良く理解できません。</p> <p>「良質堆肥」いうものの定義があれば、教えてください。</p>	<p>良質堆肥は、堆肥化施設において定期的な攪拌による通気性確保や、適切な水分調整や温度管理のもとで製造された完熟された堆肥です。</p> <p>なお、農林水産省においても、みどりの食料システム戦略緊急対策事業において、「良質な堆肥の利用・土づくり」の文言を使用しております。</p>

<p>31</p>	<p>また、P28 の欄外に注釈として環境負荷軽減効果のある飼料について、「牛のゲップ中に含まれるメタンガスの削減効果が期待される不飽和脂肪酸カルシウムや、病害に強い飼料作物などのこと」と書かれています。</p> <p>注釈を作成された方は、説明内容を理解されているのでしょうか、読んだだけでは説明内容が良く理解できません。不飽和脂肪酸カルシウムをどうするのか、給与飼料に添加して給与飼料に元から含まれているカルシウム量を上げるといったことなのか？</p> <p>また、病害に強い飼料作物は、飼料会社で品種改良され、現状でも作付や給与されていることと思います。メタンガスの削減とどう関係するのか、できたらもっと解りやすく記載して頂きたいと思えます。</p>	<p>不飽和脂肪酸カルシウムを牛に給与することで、第1胃の中の成分と反応して、ゲップに含まれるメタンガスの削減効果が期待されるとされています。</p> <p>また、病害に強い飼料作物は、農薬等の使用が低減できることから、環境負荷軽減効果のある飼料と記載しておりますが、病害に強い飼料作物とメタンガスの削減は関係ないことを示すために、記載方法を変更しました。</p>
<p>32</p>	<p>同じく P28 の施策目標の数値ですが、ここでいう有機農業面積には、飼料作物面積は、含まれていますか？</p> <p>農業利用仕向の家畜排せつ物量と飼料作物収穫面積、有機農業面積の散布量が噛み合っていますか？</p> <p>畜産農家であれば、相当量の堆肥を飼料作物の作付の都度、素肥として利用していると思いますが、これらの考え方の整理の仕方を教えて下さい。</p>	<p>有機農業面積には、飼料作物面積も含まれますが、現時点、本県では取組実績がありません。</p> <p>農業利用仕向の家畜排せつ物量については堆肥化された後は飼料作物や有機農業以外にも広く、耕種農家の土づくりで利用されているため、飼料作物収穫面積や有機農業面積の散布量とは噛み合っていません。</p> <p>堆肥利用については、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための山口県計画」で考え方を整理しています。</p>

<p>33</p>	<p>P33 に「鳥獣被害防止対策の強化」が書かれています。</p> <p>このことについては、「5」の項目で書きましたが、捕獲後のことについて触れさせて頂きます。</p> <p>ここでは、「地域資源の有効活用にもつなげるジビエの利活用を促進」を行うと書かれています。</p> <p>食の多様化もあって農水省もジビエ利用のためにシカとイノシシについて「国産ジビエ認証制度」の制定を行ったところです。山口県も中国地区で最後の県になったと思いますが、害獣の食肉処理のためのガイドラインを作られたと思います。</p> <p>ジビエの利活用と言っても施設の設置も食肉処理施設となり簡単にはできないと思います。</p> <p>このあたりの施設整備補助を始め他課による食肉処理の指導を仰がないと進まない気がします。</p> <p>どこも、野生獣の食肉利用となると何が起こるか解らないだけに腰が引けるところですが、しっかり推進しないと出口のないことになり、鳥獣害被害防止対策の実施は実害の酷いところだけに終わってしまう気がします。</p> <p>農林水産部だけで推進は困難と思いますので、本気でジビエの利活用を促進するのであれば他部や県立大学、高校の食物学科と今まで以上にジビエ利用の連携をお願いします。</p> <p>たしかに山口県内のジビエ料理店やレシピの紹介はありますが、捕獲から始まる一連の流れがまだまだ県内で出来ていないように感じます。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
-----------	--	--

34	<p>P35 に掲載されている写真の説明が「多面的機能支払の取組」となっていますが「日本型直接支払制度を活用した取組」とした方が良いと思えます。</p> <p>隣の「中山間地域等直接支払の取組」についても「・・・制度を活用した取組」では如何でしょう。</p>	<p>御意見を踏まえ、写真の説明については、「日本型直接支払制度（多面的機能支払）を活用した取組」に修正しました。</p> <p>また、その隣の写真の説明についても「日本型直接支払制度（中山間地域等直接支払）を活用した取組」に修正しました。</p>
35	<p>「農山漁村の持つ多面的機能の維持」の項目で、P36にある施策目標数値の「山口型放牧の新規取組面積(累計)」の数値（70ha/5年、80ha/5年）というのは意味が解りませんので、こういった見方、読み方をすればよいのか教えて下さい。</p>	<p>現状値（70ha/5年）については、2017年～2021年の5年間の新規取組面積が70haとなります。</p> <p>また、目標値（80ha/5年）については、2022年～2026年の5年間の新規取組面積が80haとなります。</p>
36	<p>全文 p 36（施策目標）</p> <p>多面的機能支払取組面積（農地維持支払）は、区画整理面積（23,900ha）と同じかそれ以上にしたらよいと思えます。</p>	<p>多面的機能支払取組面積と、区画整理面積については、それぞれの目的に沿った目標値を設定しています。</p>
37	<p>耕作放棄地が増えています。特に未整備の農地の耕作放棄地化が進んでいます。耕作放棄地が増えると鳥獣が増え、人が住みにくい農村になります。農地の基盤整備なくして農業農村の振興はありません。まだまだ不十分です。予算をしっかりと確保し、土地基盤の整備を進めてください。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>

38	<p>デジタル技術を活用した畜産業も行われていますが、農業の中の畜産ということで「スマート畜産」の文言が無いのでしょうか？「知と技の拠点における重点取組方針」にも記載が無いからでしょうか？</p> <p>農水省も畜産部門でのデジタル技術を活用したスマート化を補助事業により普及定着を図っており、既に県内大型畜産・養鶏農家では、その技術が利活用されています。</p> <p>現在の農業大学校では、既に牛の管理にスマート化の取組が行われていると聞きます。</p> <p>やはり、今後も後継者確保・育成に向け「スマート畜産」の文言が本計画の中にも欲しいと思います。</p>	<p>スマート畜産については、スマート農業の取組の中で実施してまいります。</p>
----	---	---

【パブリック・コメントの実施方法等に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
39	<p>年末年始も含めた上で、且つ意見募集期間が重なる意見募集計 16 案件（12/28 時点）、資料数十ページにもなる案件も含む中で全案件通常と同様の 1 ヶ月の期間設定は意見募集の体を成していない、と感じます。期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求めます。（県のパブリック・コメントに関する条例では募集期間は 1 ヶ月固定絶対、1 回限定とはしていないと記憶しております。）</p> <p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。（「条例等に則って」と言う場合は、「条例等」が「1 ヶ月固定絶対、1 回限定」としているかどうか明示願います。）</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>

40	<p>当件についてこの時期(年末年始を含む時期)に意見募集期間を設定した理由を明示願います。</p>	
41	<p>前述、当案件当時期パブリックコメント/意見募集実施理由への御返答が県行政の処理/スケジュールの関係」の場合、「この時期の意見募集設定・案件集中」は必須と言う事となります。パブリック・コメント(県民意見募集)を適切に実施する為の恒久的対策の実施(意見募集期間に年末年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長必須、等)を御願ひ致します。</p> <p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。</p>
42	<p>「年末年始含む期間にパブリックコメント/意見募集案件集中」に関しての前述(期間の年末年始回避、案件集中回避)の様な意見を、過去数年、複数回/複数案件、意見募集期間に年末年始を含んでいた各パブリック・コメント/県民意見募集に送付したと記憶しております。</p> <p>パブリック・コメント/県民意見募集について、県行政として「年末年始含む期間の回避」について何らかの対応(県行政としての検討、県内各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。</p>	
43	<p>同様に、「募集期間に年末年始含む場合」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか 明示願います。</p>	
44	<p>同様に、「案件集中の回避」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。</p>	
45	<p>同様に、「募集時期集中時の期間延長」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。</p>	

46	<p>前述各対応が無かった場合は、「(過去のパブリックコメント/意見募集で指摘があったにもかかわらず)なぜ県として対応をしなかったのか」、関係各部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願います。</p>	
47	<p>前述対応があった場合、なぜ今回の当パブリックコメント/県民意見募集で適切な対応(集中回避・集中時期間延長等)が取られていないのか明示願います。</p>	
48	<p>前述御返答内容に関わらず、期限通常通り1ヶ月での意見募集16案件集中では意見提示困難です。改めて期間延長を求めます。</p>	
49	<p>県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。(「県の条例に則って(期間1ヶ月で)実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しないと考えます。)</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>
50	<p>前述回答を「県の条例に則って(期間1ヶ月で)実施している」というのであれば、県条例に不備ありますので、条例の改正を管轄部署又は県知事に申請願います。</p>	
51	<p>前述対応しないというならばその理由を明示願います。</p>	
52	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(12月29日の中国新聞、1月10日の山口新聞「山口県からの</p>

	参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内で御願致します)。	お知らせ) などにより広報に努めました。 掲載日が分かれた理由は、パブリック・コメントの開始日が異なるなどのためです。 県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。
53	今回の意見募集期間重複16件では、県民へのweb以外の広報が新聞広告「山口県からのお知らせ(山口県広報)」(新聞下4-5段広告)への掲載案件と未掲載案件(別途小広告記載)に分かれたと認識しております。県民意見募集の広報手段が分かれた理由を明示願います。	限られた予算の中、いかに効果的な広報を行うか、今後とも検討してまいります。
54	各案件について、前述新聞広告で一方の広告を選択した理由を明示願います。	
55	今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは一部しか掲載されていない理由を明示願います。(パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つとする方が明らかに県民の目に留まると思われまます。「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「県民により広報の効果のあるだろう所に記事を掲載していない理由」にならないと考えます。)	
56	前述各意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』(十分・不十分)を御明示願います。」	

57	<p>パブリック・コメント/県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が2-3か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じます。県広報紙発行頻度の見直しを実施願います。</p>	
58	<p>16 案件全ての資料未確認ですが、各件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願い致します。(案作成時に実施済とは思いますが一応。)</p>	<p>学識経験者、消費者団体、一般公募委員等から構成する「農林水産審議会」を通じ、様々な分野で活躍されている県民の皆様から直接御意見をお聞きし、いただいたご意見を最終案に反映させています。</p>
59	<p>16 案件全ての資料は未確認ですが、意見募集実施資料については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時系列把握しやすいように西暦又は西暦元号併記での表記統一 ・経緯説明の際は年表資料提示 ・資料中表・図への附番 ・目標値設定の場合は、過去実績値・現在値・目標値の一括での明示 ・過去計画がある場合は、どこが変わったのかの明示 ・過去計画、当計画(案)で目標値を設定している場合は、目標値案件継続の場合は、過去計画の(計画時点)実績値・過去計画目標値・現状値・目標値、目標値案件終了の場合はその理由、目標値案新規設定の場合はその理由の明示 ・語句説明設定(各頁下方あるいは巻末・別資料。後者の場合は、本文中語句に語句説明ある旨すぐわかる対応実施の上)を宜しく御願い致します。 	<p>各計画の作成内容については、計画毎に判断し、作成しています。</p>